

特別支援教育就学奨励費について

特別支援教育就学奨励費の対象となる支給内容等は下記のとおりとなっています。支給限度額は今年度の実績のため変更になることがあります。

記

1 特別支援教育就学奨励費の目的

教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。(特別支援学校への就学奨励に関する法律より)

2 手続きと支給について

毎年手続きを行い、支弁区分を決定します。また、支給は保護者指定口座へ振り込みます。支給金額が少額の場合、振込手数料を考慮し次回の支給と合算させていただくことがあります。

- ・ 1期分(4～7月分)の振込 12月頃
- ・ 2期分(8～12月分)の振込 翌年2月頃
- ・ 3期分(1～3月分)の振込 翌年5月頃

※実際の入金額は振込手数料を引いた額になります。振込エラーの場合、組戻し手数料等がかかります。

※書類提出時期や内容確認に時間を要した場合によって支給が遅くなることがあります。

※学校徴収金の未納がある場合、金額を調整させていただくことがあります。

3 支給対象となる児童の支弁区分について

世帯人数や収入等により、支給される金額がⅠ～Ⅲの3段階の支弁区分に分かれます。自営業・無就業等の方は、税務署・区役所等で所得の申告を行ってください。申告がない場合は、所得証明書が発行されないため就学奨励費の支給を受けられません。

なお、就学奨励費による経費の支給は、生活保護による扶助より優先されます。重複して受給しないようご注意ください。

対 象 経 費		
支弁区分Ⅰ	学校給食費、通学に要する経費、修学旅行費、校外活動等参加費、学用品・通学用品購入費、新入学生徒学用品・通学用品購入費	全額支給
支弁区分Ⅱ	通学に要する経費	全額支給
	学校給食費、修学旅行費、校外活動等参加費、学用品・通学用品購入費、新入学生徒学用品・通学用品購入費	1/2支給
支弁区分Ⅲ	通学に要する経費	全額支給
辞 退	申し出により辞退が可能	支給なし

4 対象となる経費及び支給限度額

- (1) 学校給食費 1食単価(1～3年生 288円・4～6年生 298円) × 回数
- (2) 通学に要する経費 通学届で届け出た通常利用する方法により通学する交通費
※最も経済的な経路、方法により通学する場合の交通費
※交通機関利用者は定期券代等を支給
※自家用車通学者は燃料費相当額等を規定に基づいて支給
(児童の状況を考慮し校長が認めた場合)
※通勤途中など、児童に関する理由でない場合は就学奨励費の対象外
※重複学級と1～3年生は付添人経費も対象
- (3) 修学旅行費 修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料等
予定支給限度額 21,580円 (キャンセル料は支給対象外)
- (4) 校外活動等参加費 校外活動に直接必要な交通費及び見学料等
宿泊訓練に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料等
予定支給限度額 18,580円 (キャンセル料は支給対象外)
- (5) 学用品・通学用品購入費 学習・通学に通常必要とする学用品及び通学用品
予定支給限度額 11,640円
※1～6年生対象
※4月1日以降の購入物品の領収書等が必要
- (6) 新入学生徒学用品・通学用品購入費 新入学にあたって必要とする学用品及び通学用品
予定支給限度額 57,060円
※1年生対象(生活保護法に基づく生活扶助の入学準備金を受けた場合は対象外)
※入学確定日以降の領収書等が必要

特別支援教育就学奨励費 担当 事務室 電話 256-1950
